社会福祉法人明松会職員給与規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人明松会職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第５０条の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、職員就業規則第２条に定める職員に適用する。

（給与の種類）

第３条　職員の給与は、給料及び次の各号に掲げる諸手当とする。

⑴　扶養手当
⑵　住居手当
⑶　通勤手当
⑷　時間外勤務手当
⑸　休日勤務手当
⑹　夜間勤務手当
⑺　宿日直手当
⑻　管理職手当
⑼　役職手当
⑽　資格手当
⑾　処遇改善手当
⑿　ベースアップ等支援加算手当
⒀　期末手当
⒁　勤勉手当

２　前項の規定にかかわらず、職員就業規則第２条第２項の継続雇用職員（以下「継続雇用職員」という。）に対しては、管理職手当及び期末手当は支給しない。

（給与の支払方法）

第４条　給与は、通貨で直接本人に支払う。ただし、本人の申し出がある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

２　法令で定められた諸費及びその他本人の同意を得たものは、これを給与から控除して支払う。

２　業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

（給与の支払い日）

第５条　給与の支払日は、次に掲げる日とする。ただし、その日が休日（国民の祝祭日）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

区分	支給日	区分	支給日
給料	その月の	時間外勤務手当	その翌月の
扶養手当	２１日	夜間勤務手当	２１日

住居手当		休日勤務手当	
通勤手当		宿日直手当	
管理職手当		期末手当	６月３０日・ １２月１０日
役職手当		勤勉手当	
資格手当			
処遇改善手当			
ベースアップ等支援加算手当			

２　前項の規定に関わらず、災害、その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

第２章　給料

（給料）

第６条　給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

２　給料は月額とし、職員に適用する給料は、別表第１の給料表に定めるところによる。

３　職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、別表第２の級別標準職務表及び昇格基準（キャリアパス）に定めるところによる。

（初任給）

第７条　新たに職員となった者の初任給は、別表第３の初任給基準表に定める号給とする。

２　新たに職員となった者が、経験年数を有するときは、前項で定められた号給に次条第２項で得られた数を加えた号給とする。

（前歴換算・初任給の調整）

第８条　新たに職員となった者の学歴免許の資格を取得した時以後の経歴については、別表第４の経験年数換算表に定めるところにより換算するものとする。

２　前項により得られた経験年数の月数を１２月で除した数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の年数相当は、初任給において調整するものとする。

（昇給）

第９条　昇給は各人の能力、勤務成績その他を勘案して、毎年４月１日に行うものとする。ただし、年度の途中で採用された職員については、勤務年数が一年を経過した月に行うものとする。

２　前項の昇給については、職員が現に受けている号給に至った時から、１２月を下らない期間の勤務成績に応じて、４号給上位の号給を限度としてその範囲内おいて昇給させることができる。

３　前項の規定による職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。

（昇給しない場合）
第１０条　次の各号に該当する者に対しては、当該期に限り昇給を行わないことがある。
⑴　休職中の者
⑵　著しく勤務成績若しくは素行が不良の者
⑶　年間の欠勤率が２割以上の者
⑷　職員就業規則第６１条第２号から第４号までの懲戒処分を受けた者
（昇格）
第１１条　勤務成績が良好な職員については、別表第２の級別標準職務表及び昇格基準（キャリアパス）により現に格付されている級の１級上位の級に昇格させることができる。
２　職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
⑴　昇格した日の前日にうけていた給料月額が、昇格した職務の級の最低の号給の額に達しないときは、昇格した職務の級の最低の号給
⑵　昇格した日の前日に受けていた給料月額が、昇格した職務の級に同じ額の号給があるときは、その額の号給
⑶　昇格した日の前日にうけていた給料月額が、昇格した職務の級に同じ額の号給がないときは、直近上位４号の額の号給
第１２条　前二条に規定する昇給及び昇格は、予算の範囲内で行わなければならない。
（継続雇用職員の給料）
第１３条　継続雇用職員の給料は、第６条第２項にかかわらず、定年時の給料月額（平成２９年４月１日において嘱託職員となった者にあっては、定年時の給料月額に１００分の５を乗じて得た額を加算した額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額とする。）の７０％とする。ただし、同職種の契約職員の給与と比較して均衡に欠けると判断される場合には、理事長が別に定める額により支給する。
２　継続雇用職員については、第９条から前条までの規定は適用しない。
（給料の支給方法）
第１４条　給料の計算期間は、月の１日から末日までとする。
２　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給及び降給等により給料に異動を生じたものには、その日から新たに定められた給料を支給する。
３　職員が退職又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。
４　前二項の規定により月の初日から支給する以外のとき、又は月の末日までに支給する以外のときは、その給料額は、その給料の計算期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
（給料の減額）
第１５条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき次条に規定する勤務１時間当

たりの給料額を減額した給料を支給する。

（勤務１時間当たりの給料額の算出）

第１６条　勤務１時間当たりの給料額は、給料の月額に管理職手当、役職手当、資格手当、処遇改善手当及びベースアップ等支援加算手当加算した額を１年間における１月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

（端数計算）

第１７条　この規程による給料の計算において、円単位未満の端数が生ずるときは、その端数が５０銭未満のときは切捨て、５０銭以上１円未満の端数が生じたときは１円に切り上げる。

第３章　諸手当

（扶養手当）

第１８条　扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者（ただし、次項に該当する者を除く。）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

⑴　配偶者

⑵　満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子（ただし、３人を上限とする。）

⑶　満６０歳以上満６５歳未満の父母

⑷　心身に著しい障がいを有する者

３　次に掲げる者は、扶養親族としない。

⑴　民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者

⑵　その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年額１３０万円程度以上である者

⑶　心身に著しい障がいを有する者の場合は、前二号によるほか終身労務に服することができない程度でない者

４　扶養手当の月額は、第２項第１号、第３号及び第４号に掲げる扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については１人につき１万円とする。

５　扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５，０００円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第１９条　新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を法人に届け出なければならない。

⑴　新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

⑵　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

２　扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第１号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

３　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合

⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

⑶　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第２０条　住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

⑴　自ら居住するため住居（貸間を含む。）を借り受け、月額１２，０００円を超える家賃を支払っている職員

⑵　自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者（ただし、住宅を所有してから５年を経過するまでの期間に限る。）

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

⑴　前項第１号に掲げる職員

ア　月額２３，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１２，０００円を控除した額

イ　月額２３，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２３，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１６，０００円を超えるときは、１６，０００円）を１１，０００円に加算した額

⑵　前項第２号に掲げる職員２，５００円

３　住宅手当の支給を受けようとする職員は、住居手当届を法人に提出しなければならない。住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときも同様とする。

４　住居手当の支給は、職員が新たに第１項の要件を具備されるに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から１５日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

５　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。なお、前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

第２１条　通勤手当は、通勤のため自動車その他交通用具を使用することを常とする職員で、住居から勤務先までの最短の経路の長さが片道２キロメートル以上の者に支給する。

２　前項の職員に支給する通勤手当の月額は、別表第５の交通用具使用に係る通勤手当の額に定める額とする。

３　職員は、新たに第１項の要件を具備するに至ったとき又は住居、通勤経路、通勤方法を変更したときは直ちに理事長に届け出なければならない。

４　支給の開始及び終期は、前条の住居手当の支給の例によるものとする。

５　職員が出張、休暇、欠勤、その他の事由により月の初日から末日まで期間全日数にわたって通勤しないときは、通勤手当を支給しない。

（時間外勤務手当）

第２２条　１か月の法定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、勤務１時間につき第１６条に規定する勤務１時間当たりの給料額に次の割増賃金率を乗じて得た額を時間外勤務手当としてその実際に勤務した時間について支給する。この場合の１か月は毎月１日を起算日とする。

⑴　時間外勤務６０時間以下　２５％

⑵　時間外勤務６０時間超　５０％

２　時間外勤務の合計時間数に１時間未満の端数を生じた場合は、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てる。

（休日勤務手当）

第２３条　休日において、正規の勤務時間中勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額の１００分の１３５に相当する金額を休日勤務手当として支給する。

２　前項の休日とは、社会福祉法人明松会和光園就業規則第３６条第１項及び第２項に規定する休日をいう。

（夜間勤務手当）

第２４条　午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務する職員には、勤務１時

間につき第１６条に規定する勤務１時間当たりの給料額の１００分の２５に相当する金額又は４００円のいずれか高い金額を夜間勤務手当として支給する。

（宿日直手当）

第２５条　職員に正規の勤務時間外又は休日若しくは休暇日に宿直又は日直を命じたときは、第２２条及び第２３条の規定にかかわらず、その職務１回につき、４，０００円を宿日直手当として支給する。

（管理職手当）

第２６条　管理職手当は、管理及び監督の地位にある施設長、管理者及び事務長（以下この条において「管理職員」という。）について、その職務の特殊性に基づき支給する。

２　管理職手当の支給額は、給料月額の１００分の１０に相当する額とする。

３　管理職員が休暇（有給の対象となる休暇を除く。）、休業、欠勤、その他の事由により１ヶ月の勤務日数が、勤務を要する日数の２分の１に満たない場合、また月の途中採用により在籍日数が月の２分の１に満たない場合は、その当該月の管理職手当は支給しない。

（役職手当）

第２７条　役職手当は、指導職の地位にあるサービス管理責任者（前条第１項の管理職手当の支給を受けている職員及び和光園共同生活事業所サービス管理責任者を除く。この条において同じ。）、支援専門員及び主任（以下この条において役職員という。）について、その職務の特殊性に基づき支給する。

２　役職手当の支給額は、次の各号のとおりとする。

⑴　サービス管理責任者及び支援専門員　給料月額の１００分の５に相当する額

⑵　主任（前号の事務長及びサービス管理責任者を除く。）　月額１０，０００円

３　役職員が休暇（有給の対象となる休暇を除く。）、休業、欠勤、その他の事由により１ヶ月の勤務日数が、勤務を要する日数の２分の１に満たない場合、また月の途中採用により在籍日数が月の２分の１に満たない場合は、その当該月の役職手当は支給しない。

（資格手当）

第２８条　別表第２級別標準職務表及び昇格基準（キャリアパス）に掲げる目標資格及び業務を遂行する上で必要があると理事長が認める資格を取得し、業務に従事している職員（第２６条第１項の管理職手当及び前条第１項の役職手当の支給を受けている職員を除く。）については、資格手当を支給する。

２　資格手当の支給額は、月額５，０００円とする。

３　資格手当の支給の開始及び終期は、住居手当の支給の例によるものとする。

４　職員が休暇（有給の対象となる休暇を除く。）、休業、欠勤、その他の事由により１ヶ月の勤務日数が、勤務を要する日数の２分の１に満たない場合、また月の途中採用により在籍日数が月の２分の１に満たない場合は、その当該月の資格手当は支給しない。

（処遇改善手当）
第２９条　処遇改善手当は在職する職員に対し支給する。
２　処遇改善手当は月額２０，０００円とする。
３　職員が休暇（有給の対象となる休暇を除く。）、休業、欠勤、その他の事由により１ヶ月の勤務日数が、勤務を要する日数の２分の１に満たない場合、また月の途中採用により在籍日数が月の２分の１に満たない場合は、その当該月の処遇改善手当は支給しない。
第３０条　削除

（ベースアップ等支援加算手当）
第３０条の２　ベースアップ等支援加算手当の支給は、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を原資として、理事長が個別に定めた額を支給する。
２　支給額については、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算額の変動が見込まれることから、適時見直しを行うことができる。
３　ベースアップ等支援加算手当の一部を、一時金として支給する場合がある。
４　職員等が休暇（有給の対象となる休暇を除く。）、休業、欠勤その他の事由により１ヶ月の勤務日数が勤務を要する日数の２分の１に満たない場合、また月の途中の採用により在籍日数が月の２分の１に満たない場合は、その当該月のベースアップ等支援加算手当は支給しない。
（期末手当）
第３１条　期末手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。
２　基準日前１か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
３　期末手当の額は、基準日現在において職員の受けるべき給料及び扶養手当の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の１４０、１２月に支給する場合においては１００分の１６０を乗じて得た額に、その在職期間に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
⑴　６か月　　１００分の１００
⑵　５か月以上６か月未満　　１００分の　８０
⑶　３か月以上５か月未満　　１００分の　６０
⑷　３か月未満　　１００分の　３０
４　前項の在職期間は、職員として在職した期間とする。ただし、期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
⑴　職員就業規則第１２条の規定により休職にされていた期間
⑵　職員就業規則第６１条第３号の規定により出勤停止とされていた期間
⑶　育児休業及び介護休業の期間
５　前項の期間の計算については、１か月に満たない期間が２以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、日を月に換算する場合は３０日をもって１か月とする。
（勤勉手当）

第３２条　勤勉手当は、６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。

２　基準日前１か月以内に退職、又は死亡した職員について同様とする。

３　勤勉手当の額は、基準日現在において職員の受けるべき給料及び扶養手当の合計額に、６月に支給する場合においては１００分の７０、１２月に支給する場合においては１００分の７０及び勤務期間に応じ次の表に定める期間率を乗じて得た額を超えない範囲内で、理事長がこれを定める。

	基準日以前６か月以内の期間における勤務期間の区分による	
	勤　務　期　間	割　合
期	６か月	１００／１００
	５か月１５日以上６か月未満	９５／１００
	５か月以上５か月１５日未満	９０／１００
	４か月１５日以上５か月未満	８０／１００
	４か月以上４か月１５日未満	７０／１００
間	３か月１５日以上４か月未満	６０／１００
	３か月以上３か月１５日未満	５０／１００
	２か月１５日以上３か月未満	４０／１００
	２か月以上２か月１５日未満	３０／１００
率	１か月１５日以上２か月未満	２０／１００
	１か月以上１か月１５日未満	１５／１００
	１５日以上１か月未満	１０／１００
	１５日未満	５／１００
	零	零

４　前項の勤務期間は、職員として在職した期間とする。ただし、期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

⑴　職員就業規則第１２条の規定により休職にされていた期間

⑵　職員就業規則第６１条第２号の規定により給料を減額されていた期間及び同条第３号の規定により出勤停止とされていた期間

⑶　育児休業及び介護休業の期間

⑷　欠勤のため第１４条の規定により給料の減額の対象となった期間

⑸　基準日以前６か月の全期間にわたって勤務した日がない場合は、前各号の規定にかかわらずその全期間

５　前項の期間の算定については、前条第５項の規定を準用する。

６　新たに継続雇用職員となった者の第４項の期間の算定については、定年退職前の職員であった期間から引き続くものとして取り扱う。

附　則

この規程は、平成２年６月２２日から施行する。

附　則

この規程は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、公布の日（平成３年１２月２５日）から施行し第４条の規程（給料

表に関する改定）と第１２条の規程（扶養手当の改定）は平成３年４月１日から適用し第２９条の規程（期末手当の改定）は平成３年１０月１日から適用する。

附　則

この規程は、公布の日（平成４年１２月２４日）から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、平成５年１２月２２日から施行する。ただし、第１５条第２項第２号の改正規定は、平成６年１月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法人明松会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成５年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

３　職員に対して平成５年１２月に支給する期末手当に関する改正後の規程第２９条の規定の運用については、同条第３項中「において職員の受けるべき給料及び扶養手当」を「における職員の号扱または、給料月額につき社会福祉法人明松会職員給与規程の一部を改正する規程」の規定による改正前の社会福祉法人明松会職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第１に定める額（以下この条において「旧給料月額」という。）による給料の月額及びその日において旧規程の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当」と、「１００分の２００」とあるのは「１００分の２１０」とする。

４　前項の規定の適用を受ける職員に対して平成６年３月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第２９条第３項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えられた同条の規定に基づいて、平成５年１２月に支給されることとなるその者の期末手当の額が、同項の規定の適用がないものとした場合に、同条の規定に基づいてその者が、同月に支給されることとなる期末手当の額を超える額に相当する額を同条の規定に基づいてその者が平成６年３月に支給されることとなる期末手当の額から控除した額とする。

（内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行する。但し、第１４条第２項第２号及び第２２条第１項の改正規定は、平成７年１月１日から施行する。

２　この規程（前項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の社会福祉法人明松会職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成６年４月１日から適用する。

（期末手当の額の特例）

３　職員に対して平成６年１２月に支給する期末手当に関する改正後の規程第２

９条の規定の適用については、同条第３項中「において職員の受けるべき給料及び扶養手当」とあるのは、「における職員の号級又は給料月額につき社会福祉法人明松会職員給与規程の一部を改正する規程の規定（同規程附則第１項ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正前の社会福祉法人明松会職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第１に定められた額（以下この規程において「旧給料月額」という。）による給料の月額及びその日において旧規程の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当」と、「１００分の１９０」とあるのは「１００分の２００」とする。

４　前項の規定の適用を受ける職員に対して平成７年３月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第２９条第３項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えられた同条の規定に基づいて、平成６年１２月に支給されることとなるその者の期末手当の額が、同項の規定の適用がないものとした場合に、同条の規定に基づいてその者が、同月に支給されることとなる期末手当の額を超える額に相当する額を同条の規定に基づいてその者が平成７年３月に支給されることとなる期末手当の額から控除した額とする。

（内払）

５　改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

附　則

この規程は、交付の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、交付の日から施行し、平成８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、交付の日から施行し、平成８年１２月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成９年１月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、交付の日（平成９年８月５日）から施行する。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行し、平成９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この規程は、公布の日から施行し、第４条の規程（給料表に関する改正）と、第１２条の規程（扶養手当に関する改正）は平成９年４月１日から適用し、第２９条の規程（期末勤勉手当に関する改正）は平成１０年１月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、平成１０年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。
附　則
１　この規程は、平成１１年４月１日から施行する。
附　則
（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行し、①第４条の規定（給料表に関する改正）と、②第２９条の規定（期末手当に関する改正）は平成１１年４月１日から適用し、③第２９条の規定（期末勤勉手当に関する改正）は平成１２年４月１日から適用する。
２　前項の規程の適用を受ける職員に対し、平成１２年３月に支給された期末手当の額から、平成１１年１２月に支給された期末手当の超過額分を控除した額を期末手当として支給する。
附　則
１　この規程は、平成１２年４月１日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成１２年６月１日から施行する。
（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。
（期末手当等の額の特例）
２　前項の規程の適用を受ける職員については、平成１３年３月に支給する期末手当の額から、平成１２年１２月に支給された期末手当並びに勤勉手当の超過分を控除した額を期末手当として支給する。
（給与の支払）
３　規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払いとみなす。
附　則
（施行期日等）
１　この規程は、公布の日から施行し、平成１３年１２月１日から適用する。
（期末手当等の額の特例）
２　前項の規程の適用を受ける職員については、平成１４年３月に支給する期末手当の額から、平成１３年１２月に支給された期末手当の超過分を控除した額を期末手当として支給する。
附　則
（施行期日等）
１　この規程は、平成１５年１月１日から施行する。ただし、④期末手当・⑤勤勉手当及び⑥給料の支給日については、平成１５年４月１日から施行する。
（平成１５年３月に支給する期末手当に関する特例措置）
２　前項の規定の適用を受ける職員については、平成１５年３月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程から算出された月額給料の差額及び、平成１４年６

月及び１２月に支給された期末・勤勉手当の調整額の合計額を減じた額を支給する。ただし、減じた額が支給額以上となるときは、平成１５年３月に支給する期末手当を支給しない。

附　則

１　この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、第１２条については平成１８年１月１日から施行し、第１９条については平成１８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２１年１２月７日から施行し、平成２１年１２月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、平成２２年３月２６日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、議決の日から施行し、処遇改善手当に関する規程は平成２４年４月１日から適用する。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この規程中第１条の規定は、平成２８年４月１日から施行し、第２条の規定は平成２９年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

（平成３０年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

２　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、改正後の社会福祉法人明松会職員給与規程第１３条第２項及び第１４条の規定の適用については、第１３条第２項中「、前項第１号及び第３号から第６号までに掲げる扶養親族については１人につき６，５００円、同項第２号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１万円」とあるのは、「、前項第１号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１万円、同項第２号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８，０００円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については１万円）、同項第３号から第６号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族

たる父母等」という。）については１人６，５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９，０００円）」と、第１４条第１項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第１号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、「⑵　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第１項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは、「⑵　扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第１項第３号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満２２歳に達した日以後の最初の３月３１日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）⑶　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）⑷　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号に掲げる場合を除く。）」と、同条第３項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附　則

この規程は、平成２９年７月２６日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は、令和３年１月１日から施行する。

２　この規程の施行日において継続雇用職員である者の期末手当及び勤勉手当の支給については、継続雇用職員として継続される雇用期間において、改正後の第

３条第２項、第３１条及び第３２条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、令和４年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年２月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。